

Newsletter

June 2016

クオーターリー・コンプライアンス・ ニュースレター Vol. 1

はじめに

本ニュースレターは、ベーカー&マッケンジー法律事務所のアジア・パシフィック地域コンプライアンス・グループがお届けするニュースレターです。今後、コンプライアンス分野に関連する各国の最新の情報をとりまとめ、四半期毎にお届けします。今回が初回のレターになりますが、今後もコンプライアンス・リスク管理分野の専門家のみならず、ビジネス現場のご担当者にも、アジア・パシフィック地域における法規制の最新の動向についてお知らせすることを目的とし、有益な情報の提供に努めてまいります。

本ニュースレターでは、特に、①中国において提案されている新しい汚職防止規制、②ベトナム及びタイにおける規制強化、③インドネシアの司法制度における汚職撲滅に向けた取り組み、及び④フィリピンの製薬及び医療セクターにおける新たなマーケティングガイドラインについてご紹介致します。

中国

中国不正競争防止法改正案

中国において現在取り組まれている汚職撲滅活動の一環として、中国国務院は、2016年2月25日付で不正競争防止法の改正案を公表し、パブリックコメント手続がとられました。同法制定から20年が経ちましたが、改正案の公表が行われたのは初めてとなります。

特に注目されるのは、同改正案が、商業賄賂の規制に関し、①「賄賂」の新たな定義、②執行の強化、及び③制裁の強化を定めている点です。主要な変更点は以下のとおりです。

- 「賄賂」の新たな定義が「事業者が、相手方当事者又は取引に影響を与えることのできる第三者に対し、経済的利益を供与し、又は供与する旨約束することにより、これらの者に、事業者が取引の機会又は競争上の利益を取得せしめる動機を与えること」とされた。
- 従業員の行為について会社が使用者責任を負うとされた。但し、従業員が会社の利益に反して行動する場合は、会社は責任を免れることができる。
- 会計帳簿に関する規制が強化され、経済的利益を不正に記録した場合には違法となることとされた。
- 経済的制裁が厳格化され、違法に得られた利益の10~30%の罰金が科され得ることとされた。

パブリックコメント手続の終了後、国務院法制弁公室は得られたフィードバックを踏まえ、改正案に変更を加える可能性があります。国務院が変更案を採用した場合、修正案は全国人民代表大会常務委員会に提出され、常務委員会は、関連する政府機関と調整しながら、修正案について検討し、全国人民代表大会の承認・採択に向けて調整が行われます。採択まで少なくとも数ヶ月を要する見込みですが、数年後になる可能性もあります。

ベトナム

賄賂—刑法の改正

2016年7月1日に改正刑法（2015年刑法）が施行されます。コンプライアンスの観点から特に注目されるのは、「賄賂」の定義が拡大された点です。

新刑法（2015年刑法）364条は、「収賄者をして、贈賄者の利益のために、又は贈賄者の要求に応じて、公務を遂行し、又は遂行しないようにさせるために、200万ベトナムドン以上の価値を有する金銭、財産、若しくはその他の金銭的利益又は非金銭的利益を、供与し、又は供与を申し込むこと」を犯罪と規定しています。この犯罪は、自らの直接的行為のみならず、第三者による間接的な行為についても成立することがあります。現行法と異なるのは、以下の3点です。

- 外国公務員や公的国際機関の職員による贈収賄も処罰されることとされた。
- 公務員であることが要件ではなくなった。公共の活動を不適切に遂行させる目的で提供される民間部門に属する者に対する誘引も規制対象とされた。
- 現行法では、「賄賂」は「金銭、財産その他一切の金銭的利益」とされているが、改正法ではこれに加えて「非金銭的利益」も「賄賂」であることが明らかにされた。

ベトナムの新刑法が他国の法律と異なるのは、賄賂等の腐敗行為に関して、企業の処罰を定めていないことです。他方で、同国の刑法は贈収賄罪に対する厳しい刑罰を定めています。収賄罪の最高刑は死刑であり、贈賄罪には6月以上20年以下の禁固及び／又は罰金が科される可能性があります。

タイ

賄賂—反汚職基本法の改正

2015年7月に反汚職基本法が改正され、汚職防止法制が強化されました。概略は以下のとおりです。

- 国家汚職防止委員会は、国家公務員、外国公務員及びNGO職員による汚職事件に関与した民間人を捜査し、起訴する権限を与えられ、この権限は国際的な事件にも拡張されている。
- 国家公務員、外国公務員又はNGO職員に賄賂を供与し、若しくは供与を申し出た場合、又は、これらの公務員等が賄賂を要求し、若しくは受領した場合、5年以下の懲役及び／又は100,000タイバーツ以下の罰金が科される。
- 被告人が国外に所在している期間は、時効期間が進行しない。

本ニューズレターに
関するお問い合わせ先



西垣 建剛
パートナー（東京）
03 6271 9473
kengo.nishigaki@bakermckenzie.com



Simon Hui
パートナー（上海）
+86 21 6105 5996
simon.hui@bakermckenzie.com



Timothy P. Breier
パートナー（バンコク）
timothy.breier@bakermckenzie.com



Hendronoto Soesabdo
パートナー（ジャカルタ）
+62 21 2960 8610
hendronoto.soesabdo@bakernet.com

従業員等が企業の事業に関連して、企業の利益のために、贈賄罪等を犯した場合には、企業も責任を負い、生じた損害又は得られた経済的利益の2倍を上限とする罰金が科されます。ただし、企業が「当該犯罪を防止するための適切な内部統制手続」を構築していることを証明した場合、責任を免れることができます。

最近の事件

政府の米穀買取り制度に関する職務怠慢の罪に問われている前首相のインラック・シナワトラに対する裁判が続いています。シナワトラ氏の主張する補償金の額（2866億4千万バーツ）に関し、捜査委員会が立証する事実関係が注目されます。当該事件に対する答弁は7月に行われる予定です。

2016年3月、裁判所は、会長を務めていたクロンチャイ信用金庫から2210万バーツを横領した罪で、Supachai Srisupa-aksorn氏に対し、禁固16年の刑を言い渡しました。この事件は、タイ特別捜査局が捜査を進めているタンマガーイ寺院の信徒による113億バーツのマナーロンダリング事件に関連する事件の一つです。同寺院の院長は4月に捜査局の取り調べを受けることとなっていますが、延期されています。捜査は現在も進行中です。

インドネシア

上級裁判所職員の逮捕

インドネシアでは、司法制度における汚職が大きな問題の一つとなっています。そのため、汚職撲滅委員会（「KPK」）等の当局は司法制度に関連する汚職に重点的に取り組んでおり、要職に就く人物が逮捕される例も出ています。

2016年2月12日、KPKは、最高裁の民事上訴及び再審理副理事会のトップAndri Trisianto Sutrisna氏を逮捕しました。同氏は、刑の執行を遅らせるための賄賂を受け取ったと疑われています。Sutrisna氏は、刑事事件ではなく民事事件を担当していることから、その他の最高裁職員も事件に関与している可能性があるといわれています。

2016年4月20日、KPKは、民事事件の上訴を遅らせるための賄賂を受け取った疑いで、中央ジャカルタ地方裁判所の首席事務官Edy Nasutionを逮捕しました。ジャカルタの主要なビジネス地区を管轄する同裁判所は、インドネシアにおける主要な裁判所の一つであり、本件は注目を集めています。贈賄の容疑者も逮捕されています。本件に関連して、KPKは逮捕の翌日に最高裁書記官Nurhadiの自宅で現金を発見しました。Nurhadi氏には即日渡航禁止命令が下されました。

インドネシアの司法制度では汚職が大きな問題となっていますが、適正な司法制度の回復に向けた取り組みが徐々に進められており、KPKも司法裁判に関連する汚職の摘発を強化しています。司法制度の汚職を撲滅するというインドネシア政府による強い姿勢がみられます。

フィリピン

処方医薬品及び医療機器の宣伝及びマーケティングについてのガイドライン

フィリピン保健省は、処方医薬品及び医療機器の宣伝及びマーケティングについてガイドラインを作成しました。同ガイドラインは、APECが支持する



Miguel Galvez
パートナー (マニラ)
+63 2 819 4950
miguel.galvez@quisumbingtorres.com



Camille Bianca Gatmaitan
アソシエイト (マニラ)
+63 2 819 4914
camillebianca.gatmaitan@quisumbingtorres.com



Chi Anh Tran
アソシエイト (ホーチミン市)
+84 8 3520 2625
chianh.tran@bakermckenzie.com



Thuy Duong Van
アソシエイト (ホーチミン市)
+84 8 3520 2696
thuyduong.van@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

クアラルンプール原則及びメキシコシティ原則 (医療機器分野、バイオ医薬品分野における倫理規則を規定する原則) に沿ったものです。

同ガイドラインが発表される前は、いわゆる適用事業者 (Covered Entities) と医療従事者及び医療機関との間の関わり合いについては、任意の倫理規定による自主的な規制が行われていました。他方、同ガイドラインは、処方医薬品・医療機器の宣伝及びマーケティングに関わる全ての者及び組織に対し、法的義務として遵守すべき基準を定めています。

特に、ガイドラインは、適用事業者に対し、企業の最高責任者が承認した文書によるコンプライアンスプログラムを構築することを求めています。このプログラムには、APEC 原則、保健省及び食品薬事管理局による細則及び指令に従ってガイドラインを遵守させるための方針及び手続の構築が含まれなければならないとされています。製造販売承認、同一医薬品認証を取得する医薬品・医療機器企業は、経営責任者及びコンプライアンス担当責任者により、ガイドラインの遵守を徹底させる責任を負います。

ガイドラインにより、食品薬事管理局は、行政上又は刑事上の責任追及について意見を述べる権限を与えられ、食品医薬品法、低価格医薬品の普及及び品質確保に関する法律 (2008 年) 及び消費者法の一般規定に基づき制裁を科す権限を与えられました。違反に対しては以下の制裁が科される可能性があります。

- 食品薬事管理局が与えた認可、又は営業ライセンスの取消し、若しくは停止、罰金、製品の破棄及び/又は適用事業者の解散等の行政処分
- 5 年以下の懲役及び/又は 100,000 フィリピンペソ以下の罰金 (裁判所の裁量により併科)、個人に対する刑事罰。外国人の場合は、刑の執行を終えた後の即時国外追放。
- 外国企業のフィリピン国内での営業許可の取消し
- 差止又は停止命令及び損害賠償

ただし、本ガイドラインは個々の禁止事項に対して、いずれの法令による刑罰が科されるのか明確に示していません。保健省は、この点を明確にするために補足のガイドラインを発行する可能性があります。また、ガイドラインは 2017 年 2 月 10 日までに全面施行される旨規定していますが、保健省が一部の規定について施行を前倒しするか未定です。